

告 示

埼玉県告示第十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）川口栄町3丁目銀座地区市街地再開発ビル

埼玉県川口市栄町三丁目六百一番地

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

川口栄町3丁目銀座地区市街地再開発組合 理事長 田中宣充

埼玉県川口市栄町三丁目十番三号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社マルエツ 代表取締役 古瀬良多

東京都豊島区東池袋五丁目五十一番十二号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年四月二十日

二 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千七百七十二平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 国面省略 収容台数 八九台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 国面省略 収容台数 一九二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 国面省略 面積 九九平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 国面省略 容量 二五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社マルエツ（区画番号一〇一） 午前九時から翌午前一時

未定（区画番号一〇二～一〇七一二、一〇八～二一〇一四） 午前十時から午後八時

未定（区画番号一〇七一三） 午前零時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場① 午前零時から翌午前零時

駐車場② 午前七時から午後十一時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設① 午前零時から翌午前零時

ト 届出年月日

令和三年八月十九日

二 縦覧期間

令和三年八月三十一日から令和三年十二月三十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年八月三十一日から令和三年十二月三十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課